

5. 木材産業等高度化推進資金（国制度事業）

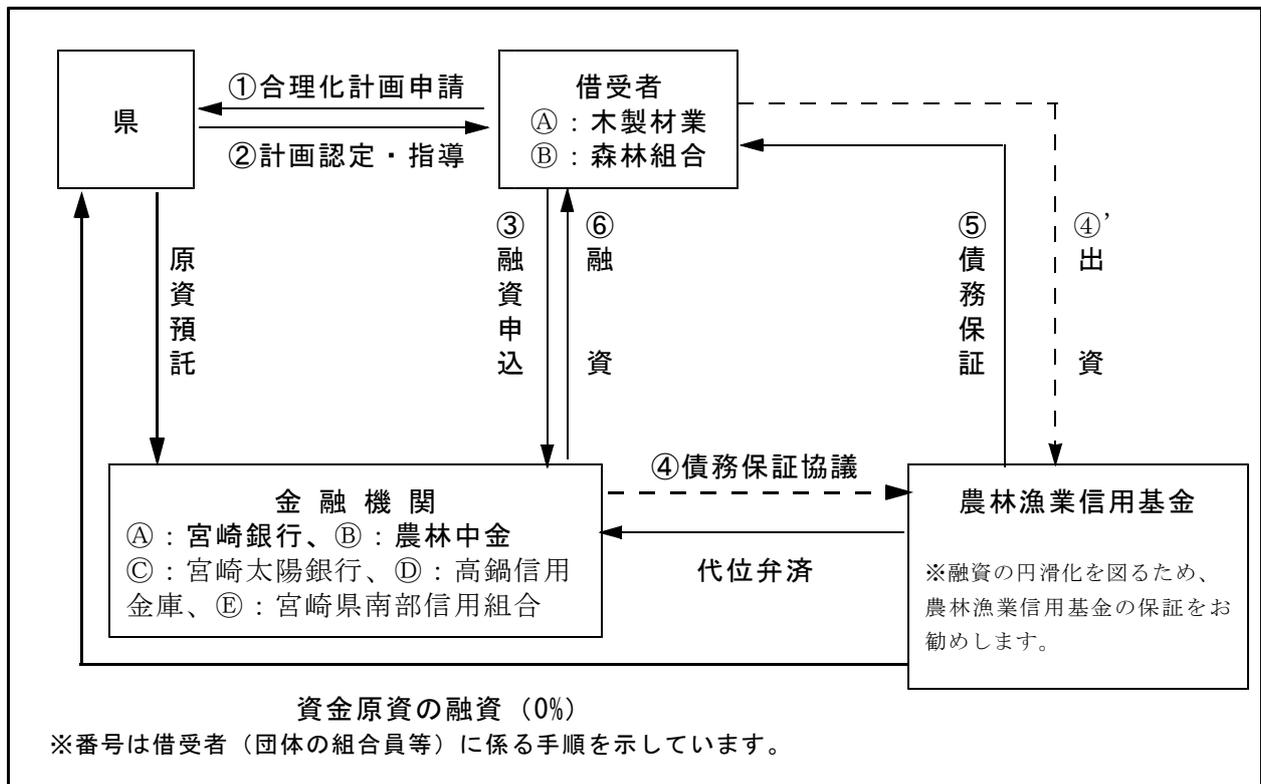
1 制度の目的

木材産業等高度化推進資金は木材の生産及び流通を円滑にすることや効率的・安定的な林業経営を育成することを目的に、造林・育林、素材生産、製材、木材卸売等の事業を行う組合、会社、個人の方に低利な融資を行う制度資金です。

2 制度の仕組み

この制度は、県が独立行政法人農林漁業信用基金から資金を借り入れ、それと同額の自己資金（県費）を金融機関（(株)宮崎銀行、農林中央金庫、(株)宮崎太陽銀行、高鍋信用金庫及び宮崎県南部信用組合）に無利息で預託し、金融機関がこれを融資額の一部として原資の2倍、3倍又は4倍の資金を低利で貸付けする仕組みとなっています。

●木材産業等高度化推進資金制度の仕組み●



3 融資対象者

- (1) 森林組合、中小企業等協同組合及びこれらの連合会、数人共同の事業体、単独事業体、木材市場開設者
- (2) 合理化計画（5カ年）を作成し、知事による認定を受けていること。
- (3) 県内に住所を有する者

4 融資期間

1年間

5 貸付利率

1. 30（※0.40%の低減率適用時）～2. 00%

※資金メニューにより異なります。

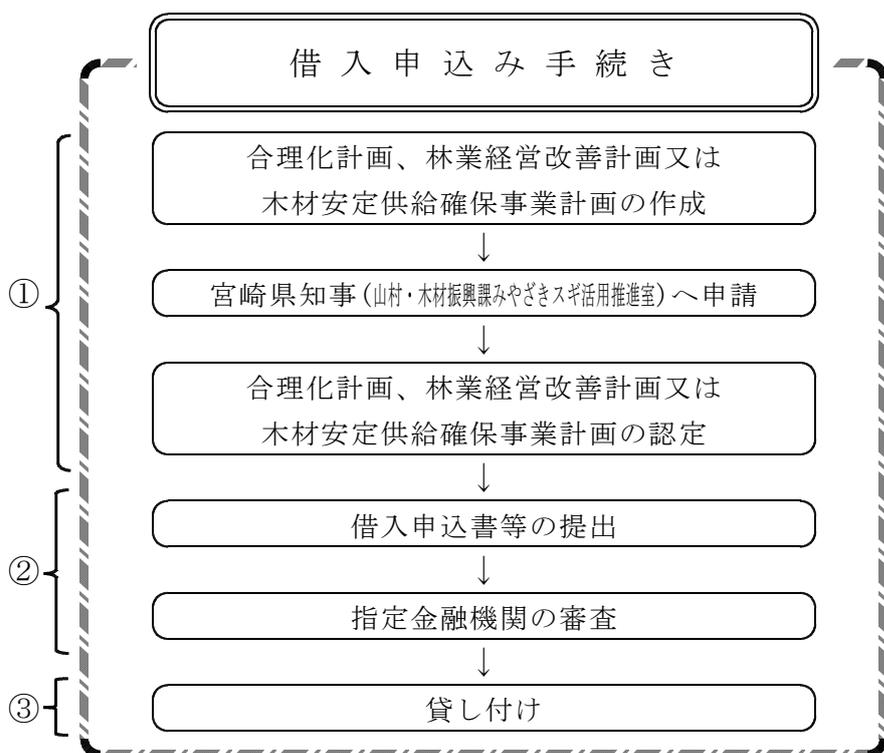
※日本銀行が公表する都市銀行6行の短期プライムレート（最頻値）の変動により改定を行っています。

※融資に当たり100%の機関保証を受ける場合は貸付利率が0.40%低減されます。

6 借りるための必要な手続き

まずはじめに、宮崎県山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 木材産業振興担当にご相談下さい。

- ①木材産業等高度化推進資金を借り入れるためには、経営の合理化や事業規模の拡大などについての計画（合理化計画：事業経営改善計画及び構造改善計画）、林業経営の規模の拡大や生産方式の合理化等の林業経営の改善についての計画（林業経営改善計画）又は川上・川中・川下の各事業者が共同して木材の安定供給を確保するための事業計画（木材安定供給確保事業計画）を作成し、予め宮崎県知事の認定を受けることが必要になります。
- ②宮崎県知事の認定を受けたら、お近くの指定金融機関（(株)宮崎銀行各支店、農林中央金庫福岡支店、(株)宮崎太陽銀行、高鍋信用金庫又は宮崎県南部信用組合）へ借入申込書、計画認定書の写し、決算書等の必要な書類を提出して下さい。
- ③指定金融機関の審査等が完了した後、合理化計画、林業経営改善計画又は木材安定供給確保事業計画を実施するのに必要な資金が貸し付けられます。



木材産業等高度化推進資金の内容について

資 金 種 類		資 金 内 容
事業 経営 改善 合理化 資金	素材生産等促進資金	<p>素材の生産、引取、木材製品の引取及び素材等の加工を行うために必要な短期の運転資金であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費 ・素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 ・木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 ・素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）
	新規需要創出資金	<p>木材の新規需要の創出に資する木材製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期の運転資金であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 ・木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 ・素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）

- (注) 1 貸付限度額は、1 貸付対象者ごとの貸付限度額とする。
 2 利率については、日本銀行が発表する都市銀行 6 行の短期プライムレートの最頻値
 3 貸付利率における保証付きの利率は、債務保証（100%機関保証）を利用する場合に

貸付対象者	貸付条件		
	貸付限度額 ^(注1)	利率 ^(注2・3)	償還期限
1 森林組合	1 億円	○100%保証付き 年 1.60%	1 年以内
2 中小企業等協同組合等の 組合若しくはその連合会	特認 2 億円 素材の年平均生産量 10,000m ³ 以上 素材の年平均引取量 15,000m ³ 以上 製品の年平均引取量 20,000m ³ 以上	○上記以外 年 2.00% (協調倍率 4 倍)	
3 森林所有者	特認 4 億円 素材の年平均引取量 30,000m ³ 以上 製品の年平均引取量 40,000m ³ 以上	○100%保証付き 年 1.50%	
4 素材生産業者	特認 5 億円 素材の年平均引取量 50,000m ³ 以上 製品の年平均引取量 50,000m ³ 以上	○上記以外 年 1.90% (協調倍率 3 倍)	
5 木材製造業者		○100%保証付き 年 1.30%	
6 木材卸売業者		○上記以外 年 1.70% (協調倍率 2 倍)	
7 木材市場開設者			
<p>木材の製造に係る事業体であって、木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者</p> <p>なお、本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであって、非住宅分野における木材需要の開拓、国産材の利用が低位な部材における国産材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるもの</p> <p>a 製材 b 合板 c 集成材 d 単板積層材 e 防腐、防虫、耐火処理材 f 直交集成板 g 木質チップ、ペレット h その他林野庁長官が承認した製品</p>	1 億円	○100%保証付き 年 1.30% ○上記以外 年 1.70% (協調倍率 2 倍)	

変動により変更することがあります。
適用される。

木材産業等高度化推進資金の内容について（つづき）

資 金 種 類		資 金 内 容
林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金	<p>(1) 造林に必要な短期の運転資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費</p> <p>(2) 素材生産を請け負わせるのに必要な短期の運転資金であって、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃</p>
	伐採・造林一貫作業推進資金	<p>素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期の運転資金であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）</p> <p>(2) 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費</p>

- (注) 1 貸付限度額は、1 貸付対象者ごとの貸付限度額とする。
 2 利率については、日本銀行が発表する都市銀行 6 行の短期プライムレート之最頻値
 3 貸付利率における保証付きの利率は、債務保証（100%機関保証）を利用する場合に

貸付対象者	貸付条件		
	貸付限度額 ^(注1)	利率 ^(注2・3)	償還期限
<p>(1)に係るものについては林業を営む者で林業経営改善計画の認定を受けた者</p> <p>(2)に係るものについては効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は知事が認定した中核組合であって、林業経営改善計画の認定を受けた者</p>	5千万円 造林の年間施業面積が500ha以上、かつ、林野庁長官の定める基準に該当し、その承認を受けた者については、1億5千万円	<p>○100%保証付き 年 1.60%</p> <p>○上記以外 年 2.00%</p> <p>(協調倍率4倍)</p>	1年以内
<p>1 森林所有者</p> <p>2 森林組合</p> <p>3 森林組合連合会</p> <p>4 素材生産業を営む者若しくはその組織する団体</p>	1億円 素材生産量が年間10,000m ³ 以上、かつ、林野庁長官の定める基準に該当し、その承認を受けた者については、2億円	<p>○100%保証付き 年 1.50%</p> <p>○上記以外 年 1.90%</p> <p>(協調倍率3倍)</p> <p>○100%保証付き 年 1.30%</p> <p>○上記以外 年 1.70%</p> <p>(協調倍率2倍)</p> <p>2倍協調資金に係る貸付対象者は、知事が選定した林業経営体とする</p>	

の変動により変更することがあります。
適用される。

木材産業等高度化推進資金の内容について（つづき）

資 金 種 類	資 金 内 容
<p style="text-align: center;">木 材 高 度 加 工 資 金</p>	<p>(1) 木材の加工を行うのに必要な短期の運転資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（J A S無垢材に係るものに限る。）</p> <p>(2) 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき、本資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期の運転資金であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素材生産を行うのに必要な資金であつて、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費 ・ 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であつて、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他素材等を加工するのに必要な資金

- (注) 1 貸付限度額は、1 貸付対象者ごとの貸付限度額とする。
 2 利率については、日本銀行が発表する都市銀行 6 行の短期プライムレート之最頻値
 3 貸付利率における保証付きの利率は、債務保証（100%機関保証）を利用する場合に

貸付対象者	貸付条件		
	貸付限度額 ^(注1)	利率 ^(注2・3)	償還期限
<p>契約、協定等に基づき素材若しくは木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金又は当該素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な資金を借り受けようとする者であって、</p> <p>(1)に係るものについては、次に掲げる木材の製造に係る事業体を対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上のもの <ul style="list-style-type: none"> a 集成材製造施設 b 人工乾燥施設 c 薬剤処理施設 d プレカット加工施設 e 廃木材破砕・再生処理施設 f 製材用省力化設備 g 合板用省力化設備 h 木製組立材料製造用省力化設備 i 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備 ・ 合併等により新たに設立された木材の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000立方メートル以上のもの ・ 木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行うもの <p>(2)に係るものについては、長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき、本資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行う者</p>	<p>1億円</p> <p>林野庁長官の定める基準に該当しその承認を受けた者については、2億円</p>	<p>○100%保証付き 年 1.30%</p> <p>○上記以外 年 1.70%</p> <p>(協調倍率2倍)</p>	<p>1年以内</p>

の変動により変更することがあります。
適用される。

木材産業等高度化推進資金の内容について（つづき）

資 金 種 類	資 金 内 容
<p style="text-align: center;">木 材 安 定 供 給 資 金</p>	<p>森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成した事業計画に掲げる事業を実施するために必要な短期の運転資金であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号。以下「管理経営法」という。）第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費 なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。</p> <p>(2) 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p> <p>(3) 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費 ・木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であって、ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費 <p>(4) 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金であって、輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用</p> <p>(5) 木材製品利用事業を行うのに必要な資金であって、木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金</p>

- (注) 1 貸付限度額は、1 貸付対象者ごとの貸付限度額とする。
 2 利率については、日本銀行が発表する都市銀行6行の短期プライムレートの最頻値
 3 貸付利率における保証付きの利率は、債務保証（100%機関保証）を利用する場合に

貸付対象者	貸付条件		
	貸付限度額 ^(注1)	利率 ^(注2・3)	償還期限
<p>事業計画の認定を受けた次に掲げる者</p> <p>(1)に係るものについては森林所有者等（「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」（平成8年法律第47号）（以下「特別措置法」）第4条1項の森林所有者等を指す。）</p> <p>(2)に係るものについては木材利用事業者等（特別措置法第4条1項の木材利用事業者等を指す。）</p> <p>(3)に係るものについては森林所有者等、木材利用事業者等、木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体、木材の輸送を業として行う者及び木材製品利用事業者等（特別措置法第4条1項の木材製品利用事業者等を指す。）</p> <p>(4)に係るものについては木材の輸送を業として行う者</p> <p>(5)に係るものについては木材製品利用事業者等</p>	<p>3億円</p> <p>林野庁長官の定める基準に該当する場合で、4億円を超えない範囲で承認した場合はその承認額</p>	<p>○100%保証付き 年 1.30%</p> <p>○上記以外 年 1.70%</p> <p>(協調倍率2倍)</p>	<p>1年以内</p>

の変動により変更することがあります。
適用される。